

台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について

輸出注意事項 18 第 9 号 (H18・3・27)

最終改正：輸出注意事項 2020 第 42 号 (R2.12.28)

輸出貿易管理令（昭和 24 年政令 378 号）別表第 2 の 35 の 2 の項（1）に掲げる特定有害廃棄物等の輸出に関し、台湾を仕向地とする輸出の承認については、平成 17 年 12 月 26 日付け経済産業省・環境省告示第 12 号（有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（2005 年 12 月 1 日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定める件）の制定に伴い、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年 1 月 6 日付け 62 貿局第 322 号・輸出注意事項 62 第 11 号）によるほか、平成 18 年 4 月 1 日から下記により行います。

記

1 適用地域

適用地域は、台湾とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 35 の 2 の項（1）に掲げる貨物（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号。以下「バーゼル法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定有害廃棄物等（バーゼル法第 2 条第 1 項第 1 号ロ及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成 30 年環境省令第 12 号。以下「バーゼル省令」という。）第 3 条に規定する物とする。以下「特定有害廃棄物等」という。））とする。

なお、仮に陸揚げした貨物であって有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）第 8 条又は第 9 条 2 の規定に基づき我が国が通報を行ったものであり、かつ、台湾を仕向地とするもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物については、同法第 10 条第 2 項（同法第 15 条の 4 の 7 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合に限る。）は承認を要しない。

3 輸出承認申請

(1) 提出書類

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、輸出承認申請の際には①から⑩までの書類を提出するものとする。また、輸出承認後、貨物を通関する際は、各通関前に⑫及び⑬の書類を提出するものとする。

① 輸出承認申請書 2 通

② 申請者に関する次の書類 1 通

イ 登記簿の謄本(申請者が法人である場合に限る。)

ロ 住民票の写し(申請者が個人である場合に限る。)

(注) 上記②の書類は、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時まで提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。

③ 申請の理由に関する次の書類 各1通

イ 輸出承認申請理由書(申請理由書様式によるもの)

ロ 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないと理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類

ハ 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が台湾において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

④ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1通

⑤ 申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施する経理的基礎を有することを証する次の書類(注1)(注2) 各1通

イ 資金調達方法示す書類、貸借対照表、損益計算書(前年度のもの)

ロ 次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類
<計算式>

$$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$$

FG : 資力保証の金額

C_T : 運搬単価(輸出先国から我が国への1トン当たりの運搬費用)

C_{RD} : 処分単価(我が国処分施設での1トン当たりの処分費用)(※)

C_S : 保管単価(輸出先港又は輸出先処分施設での1トン当たりの90日分保管費用)

Q : 輸出特定有害廃棄物等の量(トン)

F : 安全係数(1.2)

(※) 処分単価がマイナス(有価物)の場合は、0として計算する。

⑥ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し 1通

⑦ 環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類(注3)(注4) 1通

a) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が台湾において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

b) 台湾における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

- c) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
 - d) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書
 - e) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前3年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類
 - f) 輸出に係る特定有害廃棄物等の性状を明らかにする書類
 - g) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の概要に関する書類
 - h) 輸出に係る特定有害廃棄物等を生じた施設の排出工程図
 - i) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - j) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類
 - k) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類
 - l) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が台湾において必要な許可等を受けていることを証する書類
 - m) 特定有害廃棄物等の処分に関して遵守すべき台湾の法令を記載した書面
 - n) その他条約の的確かつ円滑な実施及び台湾における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
 - o) その他必要と認められる書類
- ⑧ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の記名のある次の書類各1通
- イ 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類
 - ロ 条約附属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約附属書Ⅲの該当するH番号、告示における該当箇所及び国際連合分類区分
- ⑨ 廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項（同法第15条の4の6第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書（同法第10条第2項（同法第15条の4の6第1項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除く。）の写し 1通
- ⑩ 別紙1に示す書類 1通
- ⑪ その他必要と認められる書類
- ⑫ 台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書（別紙2）
- ⑬ 移動書類の写し（平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号の2（5）に基づくもの。）（別紙3）
- （注1）分析試験（経済開発協力機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定第Ⅱ章D（1）（c）に基づく分析試験をいう。以

下同じ。)を行うためのもの場合は、上記⑤の書類の提出を要しない。

(注2) 台湾が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合には、上記⑤の書類に代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し(3通)を提出することができる。

(注3) 廃掃法第10条(同法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の環境大臣の確認を受けた者による当該確認に係る特定有害廃棄物等の輸出の場合は、上記⑦の書類の提出を要しない。

(注4) 分析試験を行うためのもの場合は、上記⑦の書類に代えて、以下の書類を提出することとする。

イ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が台湾において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していることを誓約する書面

ロ 台湾における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

ハ 輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類

ニ 輸出に係る特定有害廃棄物等の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類

ホ 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類

ヘ その他条約の的確かつ円滑な実施及び台湾における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類

ト その他必要と認められる書類

(注5) 3(1)提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの(任意様式)を添付のこと。

(2) 提出先

上記(1)の書類については、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。

貨物の種類	提出先
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 農水産室の所管に係るもの(農林畜水産物、 飲食料品及び農薬に関するもの)	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 農水産室
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のもの	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3) 輸出承認の基準

輸出承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、次の①から⑧までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記（1）の⑨）に該当するものについては同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 次のいずれかに該当していること。
 - イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないこと。
 - ロ 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされていること。
- ② 台湾以外への輸出でないこと。
- ③ 台湾が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。
- ④ 輸出について台湾から書面による同意を得ていること。
- ⑤ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が台湾から確認を得ていること。
- ⑥ 次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）。
 - イ 台湾において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。
 - ロ 輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。
- ⑦ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。
- ⑧ その他有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との取決めの的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満足していること。

（4）輸出承認の条件

輸出承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。

- 1 通関前に台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書及び移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。移動が複数回にわたる場合は、台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書に記載された移動累計数量が本輸出承認証の数量の範囲内であること。
- 2 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者は、上記1の移動書の原本を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- 3 本輸出承認証により輸出する貨物が環境上適正な処理がなされないおそれがあるとして経済産業大臣から求めがあった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その指示に従うこと。
- 4 経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告する

こと。

5 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

申請理由書様式

年 月 日

経済産業大臣 あて

申請者（氏名又は名称及び代表者の氏名）
（住 所）
担当者（所属部署名）
（氏 名）
（電話番号）

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記の通り輸出貿易管理令別表第2の35の2の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

1. 仕向地
2. 買主名及びその住所
3. 最終需要者名及びその住所
4. 輸出貨物の概要
 - ① 貨物名（商品名、型及び等級）
 - ② 数量及び価格
5. 最終需要者の用途
6. 輸出の理由及び経緯

（注） 用紙の大きさは、A列4番とします。

<p>1. Reason for waste export (特定有害廃棄物等の輸出の理由)</p> <p><input type="checkbox"/> Japan does not have the technical capacity and the necessary facilities, capacity or suitable disposal sites in order to dispose of the wastes in question in an environmentally sound and efficient manner. (輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び施設、処分能力又は適当な処分場所を日本が有しないため。)</p> <p><input type="checkbox"/> The wastes in question are required as a raw material for recycling or recovery industries in Taiwan. (輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされているため。)</p>
<p>2. Exporter/Notifier (輸出者/申請者)</p> <p>Name (氏名又は名称) :</p> <p>Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) :</p> <p>Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p>
<p>3. Notification (事前通告)</p> <p><input type="checkbox"/> Single movement (一回の移動)</p> <p><input type="checkbox"/> Multiple movement (複数回の移動)</p> <p><input type="checkbox"/> Disposal (no recovery) operation (処分 (非回収) 作業)</p> <p><input type="checkbox"/> Recovery operation * (回収作業)</p> <p>* Pre-authorized recovery facility (事前認定を受けた回収施設への運搬か)</p> <p><input type="checkbox"/> yes (はい) <input type="checkbox"/> no (いいえ)</p> <p>Total intended number of movement : (予定される総移動回数)</p>
<p>4. Importer/Consignee (輸入者/処分者)</p> <p>Name (氏名又は名称) :</p> <p>Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) :</p> <p>Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p>

<p>5. Waste generator (特定有害廃棄物等の排出者)</p> <p>Name (氏名又は名称) :</p> <p>Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) :</p> <p>Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p> <p>Process and place of generation (排出過程及び排出場所) :</p>	
<p>6. Intended carrier (予定される運搬者)</p> <p>Name (氏名又は名称) :</p> <p>Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) :</p> <p>Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p>	
<p>7. Disposal/recovery facility (処分施設)</p> <p>Name (氏名又は名称) :</p> <p>Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) :</p> <p>Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p> <p>Registration No. and limit of validity of pre-authorized recovery (事前認定を受けた回収施設の登録番号及び有効期限)</p>	
<p>8. Code No. of disposal/recovery operation (処分作業のコード番号) :</p> <p>Technology employed (適用される技術) :</p>	
<p>9. Contractual agreement between exporter and importer dated* : (輸出者と輸入者との契約合意の日付)</p> <p style="text-align: center;">/ /</p> <p>* See the copy of agreement attached. (契約書の写しを添付すること。)</p>	<p>10. Number of annexes attached : (別添資料の数)</p>

11. Provision for insurance or financial guarantee : <input type="checkbox"/> yes* (有) <input type="checkbox"/> no (無) (保険又は金銭的保証の条項の有無) Period of validity (有効期間) : *See details attached . (詳細については、資料を添付すること。) 	
12. Packaging type (こん包の形態) : 	13. Number of packages (こん包の数) :
14. Means of transport (運搬の手段) : 	
15. Name, physical characteristics and chemical composition of waste* : (特定有害廃棄物等の名称、物理的特性、化学的組成) Physical state at 20°C (20°Cにおける物理的状态) <input type="checkbox"/> Powder (粉末状) <input type="checkbox"/> Solid (固体状) <input type="checkbox"/> Paste/Viscous (糊状) <input type="checkbox"/> Sludge (泥状) <input type="checkbox"/> Liquid (液状) <input type="checkbox"/> Gaseous (気体状) <input type="checkbox"/> Others (その他) : *See details attached. (詳細については、資料を添付すること。) 	
16. Waste identification code (廃棄物同定コード) <input type="checkbox"/> Basel Annex VIII : (バーゼル条約附属書VIII) <input type="checkbox"/> Other (その他) 	
17. Special handling instructions (特別な取扱の指示) : <input type="checkbox"/> yes * (有) <input type="checkbox"/> no (無) *See details attached. (詳細については、資料を添付すること。) 	
18. Y number (Y 番号) : 	19. H number (H 番号) :
20. UN class (国際連合分類区分) : 	21. UN number (国際連合番号) :
22. Quantity in weight and volume (重量及び体積) : 	
23. Intended date of movement (移動が予定されている日付) : / / 	
24. Point of entry and exit (輸出入地点) 	

Japan (日本)

Taiwan (台湾)

25. Competent authority of Taiwan (台湾の権限ある当局)

Name (名称) :

Address (所在地) :

Contact person(連絡責任者) :

Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :

26. Information transmitted(including technical description of the plant) to the exporter or generator from the disposer of the waste upon which the latter has based his assessment that there was no reason the believe that the wastes will not be managed in an environmentally sound manner in accordance with the laws and regulations of Taiwan. (廃棄物の処分者から輸出者又は排出者に送付された情報(施設に関する技術的な記述を含む。)であって、当該廃棄物が台湾の法令に従って環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がないとの処分の評価の根拠となったもの)

- Contractual agreement between exporter and importer (輸出者と輸入者との間の契約)
- Authorization by the competent authority of Taiwan on the disposal of waste to be exported. (輸出される特定有害廃棄物等の処分に関する台湾国の権限ある当局の承認)
- Record of performance of the disposal of wastes to be exported. (輸出される特定有害廃棄物等の処分の実績)
- Others * (その他)
* See details attached.(詳細については、資料を添付すること。)

27. SUCCESIVE INTENDED CARRIER OR NEW CARRIER IN THE CASE OF FORCE MAJEURE (予定される運搬者又は不可抗力の際の新たな運搬者)

The box underneath must contain the name, the address, telephone number, fax number and email address and the same of the contact person (以下の記入欄には、運搬者の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号、ファクシミリの番号及び電子メールのアドレス及び連絡責任者の同様の情報が記載されていなければならない。)

<p>Name (氏名又は名称) : Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) : Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p>
<p>Name (氏名又は名称) : Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) : Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p>
<p>Name (氏名又は名称) : Address (住所又は所在地) :</p> <p>Contact person (連絡責任者) : Tel, Fax, Email (電話、ファクシミリ、電子メール) :</p>
<p>28. Exporter's/Notifier's declaration (輸出者の申告)</p> <p>On behalf of generators and myself, I certify that the above information is complete and correct to the best of my knowledge. (私は、特定有害廃棄物等の排出者及び私自身を代表して、私の知る限りにおいて、上記の情報が完全かつ正確であることを証明します。)</p> <p>Name (氏名又は名称) :</p> <p style="text-align: right;">Signature (署名)</p> <p>Date (日付) : / /</p>

- (注) 1. ※印の欄は記入しないで下さい。
2. 用紙の大きさは、A列4番とする。
3. 本様式は英文のタイプ印書で記入すること。

別紙 2

台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書

経済産業大臣 殿

年月日

下記特定有害廃棄物等の貨物の台湾への輸出に関して、平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号（有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（2005年12月1日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定める件）の2（5）の規定により、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを提出いたします。

なお、当該移動書類の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸出承認を受けた内容と相違ありません。

申請者

氏名又は名称
及び代表者の氏名
住所
電話番号（担当）

記

1. 輸出者/申請者
氏名又は名称：
住所：
2. 輸入者/処分者
氏名又は名称：
住所：
3. 処分施設
氏名又は名称：
住所：
4. 特定有害廃棄物等の名称：
5. 輸出承認証
承認番号：
承認日：
数量：
6. 移動の状況

移動回数	移動累計数量／移動数量	通関数量

（注）これまで移動の届出のあった累計数量及び今回までの移動の数量をそれぞれ記入してください。

（注）用紙の大きさは、A列4番とする。

Movement document for transboundary movements/shipments of waste

特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類

1. Corresponding to notification No 通告番号:		2. Serial/total number of shipments 移動番号/総回数: /	
3. Exporter 輸出者 - notifier Registration No: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail:		4. Importer 輸入者 - consignee Registration No: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail:	
5. Actual quantity 実際の量: Tonnes (Mg): m ³ :		6. Actual date of shipment 実際の移動日:	
7. Packaging 全てのこの包の形態 Type(s) (1) 形態: Number of packages この包数: Special handling requirements 特別な取扱の指示 (2) Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/>			
8(a) 1 st Carrier (3) 第一運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:		8(b) 2 nd Carrier 第二運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:	
		8(c) 3 rd Carrier 第三運搬者: Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail:	
More than 3 carriers 運搬者が3者より多い場合 (4) <input type="checkbox"/>			
Means of transport 運搬手段 (5): Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付: Signature 署名:		Means of transport 運搬手段 (5): Date of receipt/transfer 引渡しを受けた日付/運搬を開始した日付: Signature 署名:	
9. Waste generator(s) - producer(s) 全ての発生者・生産者 (6) Registration No 登録番号: Name 氏名/名称: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者氏名: Tel: Fax: E-mail: Site of generation 発生場所 (7):		11. Disposal/recovery operation(s) 全ての処分又は回収作業 D-code 分類コード D / R-code 分類コード R (8):	
		12. Designation and composition of the waste 廃棄物の名称及び組成 (9):	
		13. Physical characteristics 物理的特性 (10):	
10. Disposal facility 処分施設 <input type="checkbox"/> or recovery facility 又は回収施設 <input type="checkbox"/> Registration No 登録番号: Name 施設名: Address 住所/所在地: Contact person 連絡責任者: Tel: Fax: E-mail: Actual site of disposal/recovery 実際の処分/回収の場所 (11):		14. Waste identification 廃棄物の同定 (fill in relevant codes) (required to state) 関連する分類記号欄を記入 *印は必須事項 Basel Annex VII (or if applicable) * バーゼル条約附属書 VII (又は該当する場合 附属書 IV) Other (specify) その他 (詳細を記述のこと): Y-code * Y 番号 H-code * H 番号 (12) UN class 国際連合分類区分 (13): UN Number 国際連合番号 Customs codes (HS) * 輸出入統計品目	
15. Exporter's - notifier's / generator's - producer's (14) declaration 輸出者による申告: I certify that the above information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into, that any applicable insurance or other financial guarantee is in force covering the transboundary movement and that all necessary consents have been received from the competent authorities of Japan. 上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務事項が履行されていること、越境移動に対して適用される保険又は金融的保証が有効であること、及び、日本の権限ある当局から全ての必要な同意を得ていることを証明します。			
Name 氏名/名称:		Date 日付:	Signature 署名:
16. For use by any person involved in the transboundary movement in case additional information is required: 越境移動の関係者による追加的な情報が必要な場合の使用欄			
17. Shipment received by importer - consignee (if not facility): 輸入者による廃棄物の受領 (処分・回収施設での受領でない場合)		Date 日付:	Name 氏名/名称: Signature 署名:
TO BE COMPLETED BY DISPOSAL / RECOVERY FACILITY 処分施設又は回収施設の記入欄			
18. Shipment received 廃棄物の受領 at disposal facility 処分施設 <input type="checkbox"/> or recovery facility 又は回収施設 <input type="checkbox"/> Date of reception 引渡しを受けた日付: Accepted 受入 <input type="checkbox"/> Rejected 拒否 <input type="checkbox"/> <i>immediately contact competent authorities if you do not have the necessary information at the time of receipt</i> Quantity received 引渡しを受けた量: Tonnes (Mg): m ³ : Approximate date of disposal/recovery 処分を予定している日付: Disposal/recovery operation 処分の方法 (15): Name 氏名/名称: Date 日付: Signature 署名:		19. I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed. 上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。 Name 氏名/名称: Date 日付: Signature and stamp 署名及び印鑑:	

(1) See list of abbreviations and codes on the next page 次ページの略語及び分類記号一覧を参照すること。

(2) Attach details if necessary 必要な場合詳細を添付すること。

(3) If more than 3 carriers, attach information as required in blocks 8 (a, b, c). 運搬者が3社より多い場合、第8欄(a, b, c)の必要事項と同様の情報を添付すること。

(4) Required by the Basel Convention 非 OECD 加盟国向け輸出の際の必要事項

(5) Attach list if more than one 複数の場合、一覧を添付すること。

(5) Attach list if more than one 複数の場合、一覧を添付すること。FOR USE BY CUSTOMS OFFICES (if required by national legislation)	
20. Enforcement by the customs office of Japan (日本の税関による保証) The waste described overleaf has left on: Signature: Stamp:	21. Enforcement by the customs office of Taiwan (台湾の税関による保証) The waste described overleaf has entered on: Signature: Stamp:

List of Abbreviations and Codes Used in the Movement Document 移動書類で使用する略語及び紛類記号一覧

DISPOSAL OPERATIONS (block 11) 処分作業 (第11欄)

- D1 Deposit into or onto land (e.g. landfill, etc.) 地中又は地上への投棄 (例えば、埋立)
- D2 Land treatment (e.g. biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.) 土壌処理 (例えば、液体又は泥状の廃棄物の土中における生物分解)
- D3 Deep injection, (e.g. injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.) 地中の深部への注入 (例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注込が可能な廃棄物の注入)
- D4 Surface impoundment, (e.g. placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.) 表面貯留 (例えば、液体又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は湖に貯留すること)
- D5 Specially engineered landfill, (e.g. placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment), etc. 特別に設計された処分場における埋立 (例えば、ふたをすか、かつ、相互及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋立すること)
- D6 Release into a water body except seas/oceans 海洋を除く水域への放出
- D7 Release into seas/oceans including sea-bed insertion 海洋への放出 (海底下への挿入を含む)
- D8 Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list この一覧において他に規定されていない生物学的方法によって、その最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D9 Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.) この一覧において他に規定されていない物理化学的方法によって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの (例えば、蒸発、乾燥、凝結、中和、沈殿)
- D10 Incineration on land 陸上における焼却
- D11 Incineration at sea 海軍における焼却
- D12 Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.) 永久保管 (例えば、容器に入れ詰められた区画において保管すること)
- D13 Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業方法に先立つ混合又は混合
- D14 Repackaging prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業方法に先立つ梱包
- D15 Storage pending any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業方法が行われるまでの間の保管

RECOVERY OPERATIONS (block 11) 回収作業 (第11欄)

- R1 Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Base/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU) 燃料としての利用 (直接焼却を除く。) 又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (バーゼル条約及びOECD決定) 一主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用 (EU)
- R2 Solvent reclamation/regeneration 溶剤の回収利用又は再生
- R3 Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R4 Recycling/reclamation of metals and metal compounds 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R5 Recycling/reclamation of other inorganic materials その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R6 Regeneration of acids or bases 酸又は塩基の再生
- R7 Recovery of components used for pollution abatement 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R8 Recovery of components from catalysts 触媒からの成分の回収
- R9 Used oil re-refining or other reuses of previously used oil 使用済みの油の精製又はその他の再利用
- R10 Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R11 Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10 R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残滓の利用
- R12 Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11 R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R13 Accumulation of material intended for any operation in this list この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

PACKAGING TYPES (block 7) こん包の形態 (第7欄)

- 1. Drum ドラム缶
- 2. Wooden barrel 木樽
- 3. Jerrican ジェリ一缶
- 4. Box 箱
- 5. Bag 袋
- 6. Composite packaging 混合こん包
- 7. Pressure receptacle 圧縮容器
- 8. Bulk ばら積み
- 9. Other (specify) その他 (明細を記入すること)

MEANS OF TRANSPORT (block 8) 運輸手段 (第8欄)

R = Road 道路 T = Train/rail 鉄道 S = Sea 海路 A = Air 空路 W = Inland waterways 内水航路

PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13) 物理的特性 (第13欄)

- 1. Powdery / powder 粉状又は粉
- 2. Solid 固体的
- 3. Viscous / paste 高粘着性/糊状
- 4. Sludgy 泥状
- 5. Liquid 液状
- 6. Gaseous ガス状
- 7. Other (specify) その他 (明細を記入すること)

H-CODE AND UN CLASS (block 14) H番号及び危険性分類区分 (第14欄)

UNclass	Hcode	Characteristics 特性
1	H1	Explosive 爆発性
3	H3	Flammable liquids 引火性の液体
41	H4.1	Flammable solids 可燃性の固体
42	H4.2	Substances or wastes liable to spontaneous combustion 自然発火しやすい物質又は廃棄物
43	H4.3	Substances or wastes which in contact with water, emit flammable gases 水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物
51	H5.1	Oxidizing 酸化性
52	H5.2	Organic peroxides 有機過酸化物
61	H6.1	Poisonous (acute) 毒性 (急性)
62	H6.2	Infectious substances 病気をうつしやすい物質
8	H8	Corrosives 腐食性
9	H10	Liberation of toxic gases in contact with air/water 空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
9	H11	Toxic (delayed or chronic) 毒性 (遅発性又は慢性)
9	H12	Ecotoxic 生態毒性
9	H13	Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e.g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above 処分後の、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物 (例えば、浸出液) を生成することが可能な物

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention 詳細に関して、特に廃棄物の同定 (第14欄) に関連するバーゼル条約の附属書VIII及びIXの分類記号、OECD決定の分類記号及びY番号については、OECD及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることが出来る。